

青森市子ども医療費助成条例（平成 17 年青森市条例第 209 号） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「子ども」とは、満 1 歳に達した日の属する月の末日までの者（以下「乳児」という。）及び満一歳に達した日の属する月の末日の翌日から<u>中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）就学の終期に達するまでの者</u>（以下「児童」という。）をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条に規定する保護者_____であって現に子どもと生計をともにするものをいう。</p> <p>4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「子ども」とは、満 1 歳に達した日の属する月の末日までの者（以下「乳児」という。）及び満一歳に達した日の属する月の末日の翌日から<u>満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある未婚の者（保護者に監護されている者に限る。</u>以下「児童」という。）をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条に規定する保護者<u>その他の子どもを現に監護する者</u>であって現に子どもと生計をともにするものをいう。</p> <p>4 略</p>